

令和2年4月7日
監 査 室

令和元事業年度内部監査報告書 (P A S M O 及び U S B メモリの管理状況)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
理 事 長 藤 原 康 弘 殿

監査室長 立 川 哲 治

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内部監査規程(平成17年規程第9号)第8条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の令和元事業年度内部監査について、以下のとおり報告します。

I. 監査概要

令和元事業年度内部監査計画に従って、PMDAにおける「P A S M O 及び U S B メモリの管理状況」に関して、各種関係規程・マニュアル等に基づき適正に執行されているか監査した。

監査実施期間及び監査対象等は、以下のとおりである。

1. 「P A S M O」に関する監査

- (1) 監査期間：令和2年1月22日(水)～令和2年2月27日(木)
- (2) 監査実施者：監査室2名
- (3) 監査対象
P A S M O を保有する全ての部室(27部室)

2. 「U S B メモリ」に関する監査

- (1) 監査期間：令和2年1月22日(水)～令和2年2月27日(木)
- (2) 監査実施者：監査室2名
- (3) 監査対象：U S B メモリを保有・管理する全ての部室(32部室)

II. 監査方法

1. 「P A S M O」に関する監査

- (1) 各部室で管理している全てのP A S M O (239枚)の現物を確認する。
- (2) 鉄道会社発行の利用明細とP A S M O 管理表の内容に齟齬がないかを確認する。

(3) P A S M O貸出から返却までの一連の手続きが、適切に行われているかを確認する。

2. 「USBメモリ」に関する監査

(1) 各部室のUSBメモリ管理マニュアルが適切に改訂され、運用されているかの確認

(2) USBメモリ貸出管理簿の書面上での貸出管理状況の確認

(3) USBメモリの実際の保管・管理状況の確認

(4) USBメモリの実物の全数確認（監査当日に貸出中のものは、返却され次第確認）

(5) 任意抽出したUSBメモリに関して、中のデータ削除状況の確認

Ⅲ. 監査結果及び指摘事項

1. 「P A S M O」に関する監査

(1) 監査結果

① 各部室で管理している全てのP A S M Oの現物を確認した。

② 利用状況・残高について、利用明細とP A S M O管理表の内容に齟齬がないことを確認した（誤使用として適切に処理済みのケースを除く）。

③ 各部室においてP A S M Oの貸出から返却までの一連の手続きについて問題がないことを確認した。

(2) 指摘事項

① 特になし。

2. 「USBメモリ」に関する監査

(1) 監査結果

① USBメモリの管理に関しては、全ての部室において、管理マニュアルが制定されていた。しかし、この管理マニュアルについては、現状を反映できていない部室が認められた。

② USBメモリの実際の保管状況については、全ての部室において、施錠管理が徹底されていた。しかし施錠管理については、管理マニュアルと異なる方法になっている部室が散見された。

③ USBメモリのデータ削除状況については、全ての部室において、内部データが削除されていた。

④ 使用することの出来ない多数のUSBメモリが廃棄されずに保管されていた。

(2) 指摘事項

① 管理マニュアルに現状を反映できていない部室については、各部室の状況に合わせて改訂の指示を行った。

② 使用することのできないUSBメモリについては、内部データを復元できない形にしてから、速やかに廃棄されたい。

以上